

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示等に関する処分基準

第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。

- 1 「法の指示」とは、法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- 2 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- 3 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命ずることをいう。
- 4 「営業停止命令の要請」とは、法第23条第2項の規定により、営業停止命令をすべき旨を要請することをいう。
- 5 「違反行為」とは、法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第5条第1項第1号八の表行為の欄に掲げる行為をいう。
- 6 「自動車運転代行業者等」とは、自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

第2 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、法の指示は、別記様式1により、書面で行うものとし、指示をした場合、別記様式2により、公安委員会に通知をする。また、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式3より書面で行うものとする。

- 1 法第12条の規定に違反する行為（保険契約等締結義務違反）又は道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為（タクシー類似行為）が行われた場合には、法の指示を行うものとする。
- 2 法第22条第2項の規定に違反する行為（法の指示違反）が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ることとする。
- 3 以下に掲げる行為が行われた場合には、4の基準により法の指示、注意又は改善の指導を行うものとする。

法第11条の規定に違反する行為（料金揭示義務違反）

- 法第 13 条第 1 項の規定に違反する行為（約款揭示義務違反）
 - 法第 13 条第 3 項の規定に違反する行為（約款届出義務違反）
 - 法第 15 条の規定に違反する行為（条件説明義務違反）
 - 法第 17 条の規定に違反する行為（随伴用自動車表示義務違反）
 - 法第 18 条の規定に違反する行為（運転代行業務従事者指導義務違反）
 - 法第 20 条第 2 項の規定に違反する行為（帳簿等備置義務違反）
 - 法第 21 条第 2 項の規定に違反する行為（報告義務違反、立入検査忌避）
- 4 3 に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。
- (1) 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示を行うものとする。
 - (2) (1) に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。
 - ア 過去 2 年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去 2 年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けている場合には、法の指示を行うものとする。
 - イ 過去 2 年以内に行政処分等を受けていない場合には、注意を行うものとする。
- 5 法第 13 条第 2 項の規定に違反する行為が行われた場合、すなわち届け出られた約款が法第 13 条第 2 項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行うものとする。

第 3 営業停止命令の要請を行う基準

- 1 自動車運転代行業者に対する営業停止命令の要請は、政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。なお、要請の際には、要請に係る違反の内容、違反事項の根拠条項、弁明等の状況等の関係資料と併せ、別記様式 4 により公安委員会に要請をする。
- 2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、法第 23 条第 2 項の規定により営業停止命令の要請を行うものとする。
 - (1) 自動車運転代行業者が法第 22 条第 2 項の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令の要請を行わないことができるものとする。
 - (2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 43 条第 1 項又は第 78 条の規定に違反する行為をし、よって

死亡事故又は重傷事故を起こした場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令の要請を行わないことができるものとする。

(3)(1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合。

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令の要請を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令の要請を行うことが適当と認められるとき。

指 示 書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理由

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

安交第 号
年 月 日

指示に関する通知書

神奈川県公安委員会 御中

神奈川県知事 印

年 月 日に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 22 条第 2 項の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

（ 1 ）認定年月日

（ 2 ）認定証番号

（ 3 ）氏名又は名称

（ 4 ）住所

2 指示の内容等

別紙のとおり

権限委譲

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

指 示 年 月 日	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載。

注 意 書

住所

氏名又は名称 殿

貴殿経営に係る自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載)

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 印

安交第 号
年 月 日

営業停止命令要請書

神奈川県公安委員会 御中

神奈川県知事 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第23条第2項の規定により、以下の者に対して自動車運転代行業の停止を命令することを要請します。

1 営業停止命令をすべき自動車運転代行業者

（1）認定年月日

（2）認定証番号

（3）氏名又は名称

（4）住所

2 営業停止命令の内容

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

営業停止命令の 内 容	
営業停止命令を 行うべき理由	
その他参考事項	

「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載。